

大分県報

平成二十九年
三月十日
号外（一）

（金曜日）

目次

条 例

大分県部等設置条例の一部改正……………一

〇条 例

大分県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第一号

大分県部等設置条例の一部を改正する条例

大分県部等設置条例（昭和二十七年大分県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

第九条 国民文化祭・障害者芸術文化祭局を置く。

2 国民文化祭・障害者芸術文化祭局の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第三十三回国民文化祭に関する事項

二 第十八回全国障害者芸術・文化祭に関する事項

3 国民文化祭・障害者芸術文化祭局は、その事業が終了したときは、廃止されるものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月十日

大分県報号外（条例）